

平成28年度 入札・契約制度改正について

平成28年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

4月1日以降の入札公告又は指名通知をしたものから適用します。

高知県土木部

(問い合わせ)建設管理課(契約担当)
電話:088-823-9813(直通)

1 調査基準価格の改定

低入札価格調査制度に係る調査基準(調査基準価格)について、国及び中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改定に合わせ、下記のとおり改定します。

	建築工事以外	建築工事	範囲
直接工事費	×0.95	×0.9×0.95	予定価格の 0.7を下限 0.9を上限
共通仮設費	×0.9	×0.9	
現場管理費	×0.8 → <u>0.9</u>	(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.8 → (直接工事費×0.1+現場管理費)× <u>0.9</u>	
一般管理費	×0.55	×0.55	

◆失格基準:現場管理費×0.8 → 0.9に改定(他の項目は従来どおり。)

2 工事費内訳書の提出に関する改正

請負対象金額	記載事項
2,500万円以上	内訳として「工種、種別、細別」の金額を記載
500万円以上 2,500万円未満	内訳として「工種、種別」の金額を記載
改正 500万円未満	内訳として「工種」の金額を記載 ※他の区分と同じく、 記載不備により該当工事のもの と特定できない場合、失格とする。

【失格となる場合の例】

- ・入札書記載の工事名又は工事番号と異なる
 - ・内訳項目が、設計書と一致しない
 - ・内訳金額と合計金額とが一致しない
 - ・合計金額が入札書記載金額と一致しない
 - ・住所・名称・代表者氏名が記載されていない(一部項目のみがない場合も含む。)
- ※軽微な誤り(単純な誤字等)のときは除きます。

(※)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

3 入札公告中の設計内容の軽微な変更について

一般競争入札の公告後に設計内容の軽微な変更を要することが判明した場合に、**変更を行っても入札の公平性に支障がないと判断されるもの**

設計内容を変更し、その内容を入札参加者に通知して
入札を続行することができるものとします

【平成27年1月14日付土木部長通知「入札公告期間中の設計内容の軽微な変更の試行について(通知)」により試行していたものを、正式に施行するもの。】

4 入札公告例で示す入札参加資格の見直し

入札参加資格を認めない者として、「建設業法第8条第9号に該当する者(暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者・建設業の新規許可及び更新が認められない)」を追加【契約書では、27年度改正で発注者からの契約解除要件としているもの。】

5 総合評価方式の評価基準の変更

項目	【改正】					
①優良工事表彰の有無 (企業評価・配置予定技術者評価とも)	評価対象期間の見直し	27年度:過去7年間 →28年度以降「過去5年間」に変更 (28年度の評価対象期間は23年度以降)				
②技術評価点の見直し (企業評価型・施工計画評価型とも)	企業と技術者の評価バランスの均衡化	技術評価点の換算後点数の見直し				
			企業の評価	技術者の評価		
改正前	企業評価型	5	5			
	施工計画型	4	4			
改正後	いずれも	6	4			
現行は、企業と配置技術者で同一の配点の中で、企業は技術力評価と地域性・社会性評価を行うのに対し、配置技術者は技術力評価のみを行うため、同じ技術力評価でも配置技術者の方で評価点への影響が大きいことから、配点を見直し、企業評価と配置技術者評価のバランスを図るもの。 これにより、配点を以下のとおり変更する。						
	技術評価点			施行体制の評価	標準点	合計(評価点)
	企業の評価	技術者の評価	施工計画の評価			
企業評価型	<u>6</u>	<u>4</u>	—	10	100	120
施工計画型	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>15</u>	20	100	<u>145</u>
施工計画の評価15点は、改正前と同等の割合となるよう変更するもの。 (技術評価点20点のうち12点→25点のうち15点)						

6 27年度の取扱いを継続するもの

- ◆ 予定価格の事後公表(試行)の継続
建設工事、委託業務とも、請負対象金額1,000万円以上を対象。
- ◆ 独禁法の遵守に係る誓約書の特例の継続
契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関する旨を誓約書として提出
- ◆ 現場代理人の常駐義務緩和の継続
現場代理人の常駐義務について、一定の条件で緩和する措置を継続する。